

## 令和2年第7回北上市教育委員会定例会

1 日 時 令和2年4月28日（火）午前10時00分

2 場 所 北上市役所本庁舎 5階第1会議室

3 議事日程 別紙

4 会議に出席した委員

平野 憲

高橋 善郎

高橋 きぬ代

照井 渉

佐藤 和美

5 説明のため出席した職員

(1) 教育部

教育部長	斎藤 昌彦
総務課長	澤藤 樹史
学校教育課長	高橋 秀和
子育て支援課長	石川 貴洋
文化財課長	小田嶋 知世
学校給食センター所長	高橋 良枝
中央図書館長	児玉 康宏
博物館長	杉本 良
鬼の館主任学芸員	相原 彩子

(2) まちづくり部

まちづくり部長	小原 学
生涯学習文化課長	及川 勝彦
スポーツ推進課長	平野 大介

## 6 議事の大要

教育長の事務報告後、議事が行なわれ、付議された次の議案1件及び協議1件が原案のとおり可決、承認された。

議案第10号 北上市図書館協議会委員の任命について

協議第11号 北上市立児童生徒就学援助費支給規則の一部を改正する規則について

以下、会議の概要は次のとおりでした。

(開会 午前10時00分)

教育長

ただいまから令和2年第7回北上市教育委員会定例会を開催いたします。

ただいまの出席者は5人であります。

定足数に達しておりますので、会議は成立いたしております。

日程第1、会期の決定を行います。

今定例会の会期は、本日1日としたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議無し」との発言あり)

教育長

御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

次に、日程第2、教育長事務報告に入ります。

教育長

(別紙教育長事務報告により説明)

ただいまの報告について、御質問がございましたら、お願いします。

高橋 きぬ代 委員

学校数は全体的に減っている中で、新採用や再任用が増えることは可能なのですか。

教育長

退職者数が多くなる点、再任用期間が2年から3年に変わることなどから、増加するものです。

高橋 きぬ代 委員

新採用が確保できるのは良いことかと思われます。

もう1点、(新型コロナウィルス感染症に係る市の対応として)ステージの1から4の区分としておりますが、これは、一般的なものなのでしょうか。

教育長

これは、北上市独自の設定となります。

当初は、ステージ2を北上市或いは近隣市以外の県内感染確認としておりましたが、緊急事態宣言が出ているこの状況を受

けて、現時点では、ある程度厳しくし、屋内施設を閉鎖しているものです。

第4報で出している中身からは変わってきたいる状況です。

この質問は、ございませんか。

(「無し」との発言あり)

教育長

それでは日程第3 議事に入ります。

議案第10号「北上市図書館協議会委員の任命について」を議題といたします。

議案の朗読を省略して直ちに提案理由の説明を求めます。図書館長。

図書館長

ただいま上程になりました議案第10号北上市立図書館協議会委員の任命について（別紙）、提案の理由を申し上げます。

図書館協議会委員10人のうち、1人が令和2年4月30日で任期満了になることから、その後任を任命しようとするものであります。

今回任命しようとする山下正彦さんは、北上詩の会からの推薦を受け、再度任命しようとするもので、任期は令和2年5月1日から令和3年6月30日とするものであります。

任命しようとする山下氏は、人格、識見とも申し分なく、委員として適任と確信して任命しようとするものであります。

よろしく御審議のうえ、原案のとおり議決を賜りますようお願い申し上げます。

教育長

ただいま提案されました議案第10号について、御質問等がありましたらお願いします。

補足の説明はありますか。

図書館長

山下さんは、図書館協議会の会長となっております。規則上は2年の任期となっておりますが、昨年度、委員任期の周期が

揃っていないことから、令和3年6月末で委員全員の任期を揃える旨の条例改正をし、1年2ヶ月の任期となったものです。

教育長

改めて、質問等ございますか。

(「無し」との発言あり)

それでは、議案第10号は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議無し」との発言あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第10号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、協議第11号「北上市立児童生徒就学援助費支給規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。

議案の朗読を省略して直ちに提案理由の説明を求めます。学校教育課長。

学校教育課長

ただいま上程になりました協議第11号北上市児童生徒就学援助費支給規則の一部を改正する規則について（別紙）、協議理由を申し上げます。

国の令和2年度要保護児童生徒援助費補助金予算単価に準拠し、就学援助費支給規則の改正をしようとするものであります。

この改正は、令和2年4月1日から適用するものであります。よろしく御協議賜りますようお願い申し上げます。

教育長

ただいま提案されました協議第11号について、御質問等がありましたらお願いします。

補足の説明はありますか。

学校教育課長

お伝えしたい内容は、差額の部分となります。

今回の改正は、消費税の増税等に伴う金額の増に伴い改正す

るものです。最大で2,600円、最小で20円という増税と学用費の値上げに伴う改正となっております。

教育長 改めて、質問等ございますか。

(「無し」との発言あり)

それでは、協議第11号は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議無し」との発言あり)

御異議なしと認めます。よって、協議第11号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これをもちまして、本日の会議を閉じさせていただきます。

(閉会 午前10時30分)